

都民安全総合対策本部 都民の声窓口に寄せられた都民の声（令和7年11月分）

◆受付件数と区分

(単位：件)

| 提言 | 意見 | 苦情 | 要望 | 相談 | 問合せ | その他 | 合計 |
|----|----|----|----|----|-----|-----|----|
| 0 | 3 | 4 | 0 | 1 | 14 | 0 | 22 |

※上記区分の定義

提言：施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見：施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情：施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望：施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談：困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ：施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他：都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

◆ 寄せられた都民の声と都の対応事例（令和7年11月分）

▶ (都民の声)

当社には、自転車通勤をしている従業員がいる。「東京都自転車の安全で適正利用の促進に関する条例」では、事業者に対し、自転車通勤する従業員のための駐輪場所の確保又は駐輪場所を確保していることの確認義務が定められている。駐輪場所を確保していることの確認方法として、駐輪場の利用証等の書面での確認が求められているが、従業者が無料駐輪場を利用しており、利用証等が発行されない場合、事業者としての義務を果たすためにはどのように確認すればよいか。

(対応)

このたびは、自転車通勤する従業員の駐輪場所に関する事業者の確保・確認義務についてお問い合わせいただき、ありがとうございます。

無料駐輪場のように利用証等が発行されない場合は、従業員から例として「○○駅第一駐輪場を利用している」など、特定の駐輪場を利用している旨が確認できる内容を記載した申述書をご提出いただき、その内容をご確認ください。なお、申述書の様式に定めはございませんが、地図や写真を添付するようにしていただくと、駐輪場の利用実態をより確実に確認できるかと思います。都では、自転車の安全で適正な利用を社会全体で促進するため、今後も取組を進めて参ります。引き続き、御理解と御協力をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。